

さいたま市告示第 1302 号

農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、さいたま市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中にさいたま市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 8 月 5 日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の変更案の縦覧場所
さいたま市役所経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の変更案の縦覧期間
自 令和 7 年 8 月 5 日
至 令和 7 年 9 月 4 日
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048（829）1377

1 農用地利用計画の変更（案）

（１）農用地区域からの除外案件（法第１３条第２項に係る除外）

事 案 番 号	農用地 区 番 号	所在地（大字、字、地番）	地目		面積 (㎡)	除外事由 (利用目的)	法第１３条第２項の除外要件					
			登 記 簿	現 況			必要性 適当性 非代替性 (１号)	地域計画達成 への支障 (２号)	農業利用 への支障 (３号)	農用地の 利用集積 への支障 (４号)	土地改良施設 への支障 (５号)	農業公共投資 の効用確保 (６号)
1-1	A-3	西区大字宝来字八反田1310番1	田	田	952㎡	駐車場（拡張）	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
1-2	G-2	見沼区片柳一丁目25番2	畑	畑	1098㎡	資材置場 及び 車両置場 (拡張)	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
1-3	L	岩槻区大字横根字中曽根1461番 岩槻区大字横根字中曽根1462番1	田 田	田 田	1200㎡ 690㎡	駐車場（拡張）	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
1-4	L	岩槻区大字黒谷字殿海道1970番1の一部 岩槻区大字黒谷字殿海道1970番3の一部	畑 畑	畑 畑	1100㎡のうち 292.23㎡	自己用住宅	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
1-5	H-3	緑区大字大崎字熊の下544番1 緑区大字大崎字熊の下545番1 緑区大字大崎字熊の下546番	畑 畑 畑	畑 畑 畑	1085㎡ 388㎡ 444㎡	排水機場	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし

1 農用地利用計画の変更（案）

（１）農用地区域からの除外案件（法第１３条第２項に係る除外）

事 案 番 号	農用地 区 域 番 号	所在地（大字、字、地番）	地目		面積 (㎡)	除外事由 (利用目的)	法第13条第2項の除外要件					
			登 記 簿	現 況			必要性 適当性 非代替性 (1号)	地域計画達成 への支障 (2号)	農業利用 への支障 (3号)	農用地の 利用集積 への支障 (4号)	土地改良施設 への支障 (5号)	農業公共投資 の効用確保 (6号)
計					6,149.23㎡							

（２）農用地区域への編入 なし

（３）用途変更 なし